

全国中小貿易連盟 時局・時事講演会

貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター (United Nations Center for Trade Facilitation and Electronic Business 略称:国連CEFACT) による国際貿易円滑化への取り組み

> 財団法人日本貿易関係手続簡易化協会 業務第三部長 平井一海

平成21年11月24日

JASTPRO

1



- ●何が問題なのか?
- ●日本の将来に向けての課題は

平成21年11月24日

JASTPRO



●国連CEFACT活動の成果物によって、具体的にどの様なメリットを我が国の官民の組織・機関が享受出来ているのか?



平成21年11月24日

JASTPRO

3



商売・実務の 現場の現実





国連CEFACTの活動の現在まで の成果物(標準・勧告)

平成21年11月24日

JASTPRO



- ▶JASTPROとしての反省と課題:
 - √なぜ国連CEFACT活動が大切なのかという設 問に向き合い、きちんと考え、答えを出して こなかった。
 - ✓国連CEFACT活動の成果を解りやすい形で、 関係者の方々に説明する努力が十分ではな かった。

JASTPRO



William UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business そもそも(国際)標準の大切さとは?

- 国連CEFACTの成果物である勧告や国際標準 (の値打ち)とは如何に?
- 伝統的な経済・社会の「しきたり」が、明治維新で崩壊した(日本に限ったものではなく、産業革命後の近代社会に共通する歴史)戦後60年のいわゆる高度成長経済と技術革新は更に「しきたり」の崩壊を加速しました。
- それにとって代わったのが(産業)「標準」 という仕掛け、あるいは道具だて

平成21年11月24日

JASTPRO

Б



標準化が総てでは無い

●物事、須く標準化すれば良いというもの では無い

✓例)標準語、うどんの汁

●標準の善し悪しの見極めはしなければな らない(ox思考は避けるべきであるが)

平成21年11月24日

JASTPRO

UNICEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

良い標準

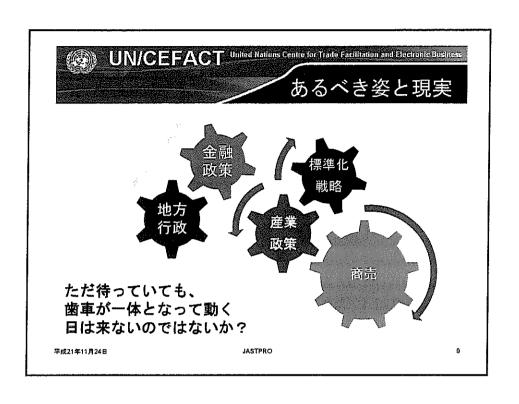
- ・標準の存在を意識する必要も無く、且つ商売の役に立つもの → 例)携帯やFAXの標準
- ・余計に頭を患わさないもの → 家電に組み込まれた標準
- ・日本の国力の強化に結びつくもの →?

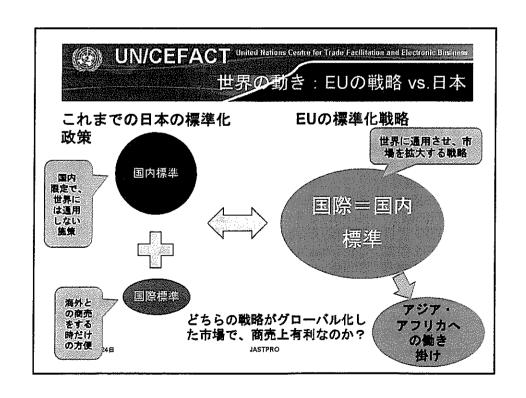
悪い標準

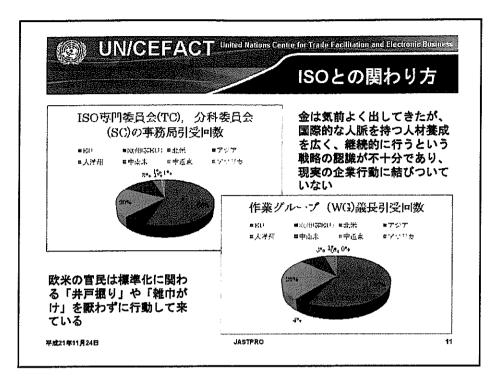
- ・(直接間接を問わず)商売の役に立たないもの→ ?
- ・余計な散財を強いるが、その値打ちが低いもの → ?
- ・煩わしい勉強を強いるもの → パソコン
- ・日本の国力を損ねるもの→ ガラパゴス的標準化?

平成21年11月24日

JASTPRO







UN/CEFACT United Nations Centre for Yearle Facilitation and Electronic Business 国連CEFACTのリーダーシップ

9	FMG 議長	Mike Doran CERN	欧
0	FMG 副議士	€ Anders Grangard GS1	欧
•	ATG議長	Mark Crawford SAP	欧
0	ICG議長	Mike Conroy	欧
•	LG議長	Bart W. Schermer	欧
0	TBG議長	Natascha Pottier GS1 France	欧
•	TBG 委員	Gordon Cragge SITPRO	欧
•	TBG 委員	Chris Hassler USDOT DCMA	米
0	TMG 議長	Christian Huemer University Vienna	欧

活動への貢献度が低い日本は、国連CEFACTの組織運営の中核を担う FMGにメンバーを出せず、結果、議事録でその結論をうかがい知る事が出来るのみというのが現実。

平成21年11月24日

JASTPRO



国連CEFACTの日本人活動メンバー

平成21年度10月の時点で、定常的に国連CEFACT活動に参 加しているのは下記7名のみ 7/130

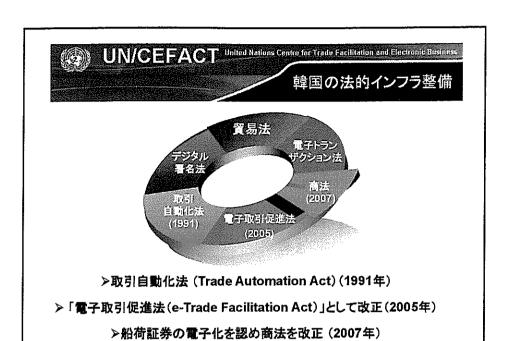
- TBG3副議長
- TBG6副議長
- TBG9議長
- TBG17副議長
- TBG6 メンバー 3 名

上記7名の内5名は60歳を超えており数年以内に 退役する事が確実である → その後は?

平成21年11月24日

JASTPRO

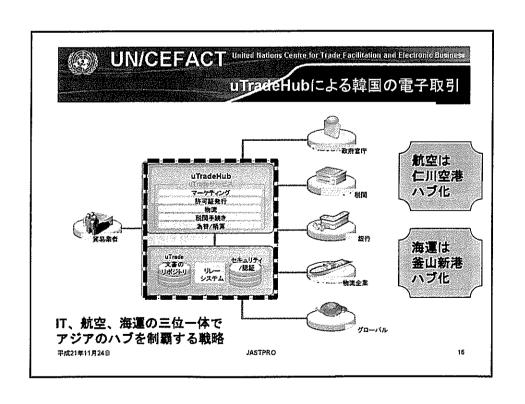




JASTPRO

15

平成21年11月24日

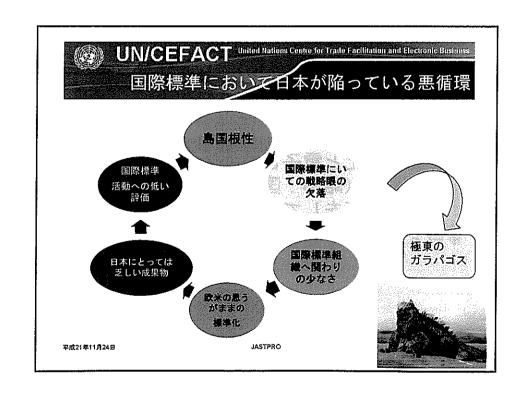


W UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business ガラパゴス化する日本標準

- 技術やサービスなどが日本市場で独自の進化をとげた結果、世界標準からかけ離れてしまう現象
- ✓ 1億人が住む島国という市場を享受して産業発展をとげてきた一方で、日本人の国民性からの商慣行や品質にこだわりのある消費者によって鍛えられ、海外とは異なる独特の市場が作られてきた。
- ✓ 結果、世界最高水準の技術を活かし、海外企業では真似のできないような機能を盛り込んだ製品を持ちながら、世界市場ではほとんどシェアを握れないケースが多発。
- ✓ 海外では要求水準の低いレベルで事実上の標準的な仕様が決まり、拡大発展していく。気がついた時には、日本は世界の動き(世界標準)から大きく取り残されている

平成21年11月24日

JASTPRO





		分担率、	分担金額、	
		%	百万ドル	億円
1	米国	22.0	598	538
2	日本	16.6	405	365
3	ドイツ	8.6	209	188
4	英国	6.6	162	146
5	フランス	6.3	154	138
6	イタリア	5.1	124	111
7	カナダ	3.0	73	65
8	スペイン	3.0	72	65
9	中国	2.7	65	5 9
10	メキシコ	2.3	55	50

JASTPRO

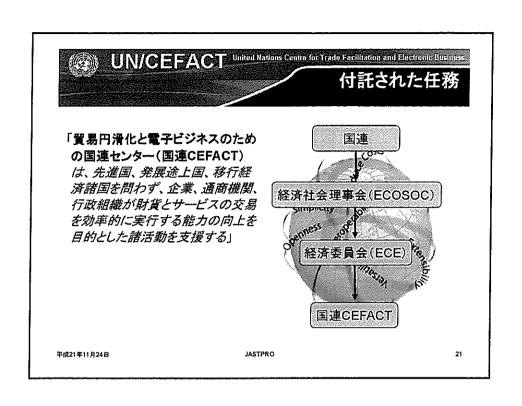
19

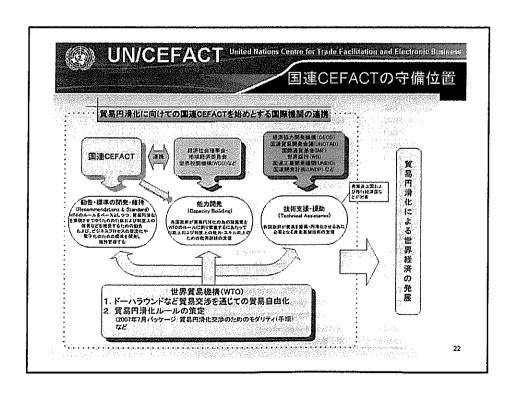


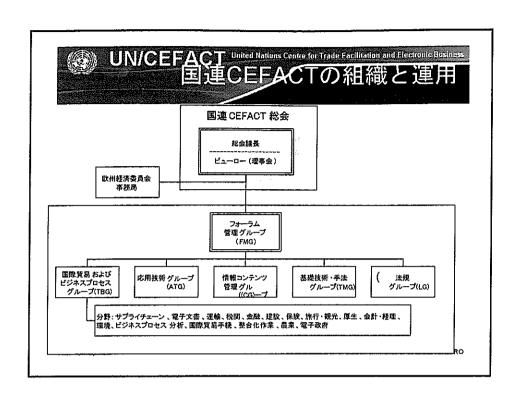
- ●貿易円滑化と電子ビジネスのための国連 センター(略称:国連CEFACT)とはど の様な仕事をしている組織なのか?
- ●日本にとって無縁の存在であるのか?

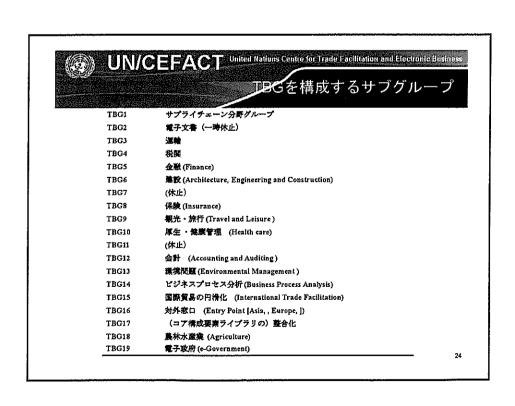
平成21年11月24日

JASTPRO











- ○国連CEFACTは、国際貿易取引プロセスに総合的な観点から取り組んでいる
- ●国内および国家間の官僚主義的な非効率を改め、貿易 手続を遅延させるボトルネックを削減し、迅速で予見可能 性の高い(=「見える」)貿易手続の国際的な実施を図り、 また、それらを通じて、貿易を阻害する規制・手続き上の 障害を明らかにし、それらを撤廃する方法を見出すととも に、各国に対して改善への訴えかけを行う
- ○貿易円滑化のための勧告と電子ビジネス標準を開発
- ○貿易円滑化施策の導入に関する能力開発(キャパシティ・ビルディング)計画を策定・実行

JASTPRO

25



ビジネスの電子化推進基盤:

- ○業際的な分析(相互運用性とサプライチェーンにおける関係者間の業務の同期性を高めます)
- ○業務プロセスと情報のモデル化(あらゆる個別技術から独立した形で、ユーザーのニーズを取り入れます)
- ○有力な情報通信技術(例: 拡張マークアップ言語(XML)、 Webサービスなど)の採用
- ○電子ビジネスを発展させるための国際標準の開発
- ○活動の成果を効率的な方法で世界各国に普及を図る

平成21年11月24日

JASTPRO

William UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business 国連**CEFACT**が終始一貫して 目指して来たこと

● 第1期(1950年代~1980年代中期)

タイプライター時代の事務効率化→貿易書式の統一と記入項目の簡素化 北欧諸国の輸出書式の統一化運動を受けて、1980年に欧州経済委員会が、専門家グループ を組載し、その後1971年にWP.4(Working Party on the Facilitation of International Trade) へ改組して運動を継続

● 第2期 (1980年代後期~1990年代後期)

IBM社の大型コンピュータ(Main Frame) に代表される電算機の普及をベースとした、専用回線やVANを利用した在来型EDIの世界標準としてのEDIFACTの普及促進活動

● 第3期(2000年初頭~現在)

インターネットを基盤とするXML(拡張マークアップ言語)を使った 次世代EDI標準である ebXML の開発と普及促進活動

活動初期から約60年間、終始貫かれて来たのは、その時代において 利用可能な道具を駆使して、仕事のやり方を改善する為の工夫と努力 の積み重ね(それを国際的な官民のパートナーシップで進めてきた) 27



国連CEFACT勧告

国連CEFACTの貿易円滑化勧告の概要(33の勧告を発行)

- 勧告第1号 貿易文書のための国連統一書式(ISO 6422)
- 勧告第4号 各国貿易手続簡易化機関
- 勧告第16号 UN/LOCODE: 港・地名コード
- 勧告第18号 国際貿易手続に関する簡易化方策
- 勧告第20号 複合一貫輸送取引の為の計測・計量単位
- 勧告第25号 UN/EDIFACT (ISO 9735)の使用
- 勧告第33号 シングルウィンドウの導入・実施に関する勧告とガイドライン下記は、総会承認待ち
- 勧告第34号 国際貿易のためのデータ整合化、簡素化および標準化
- 勧告第35号 シングルウィンドウに関する法的枠組み(予定)

平成21年11月24日

JASTPRO

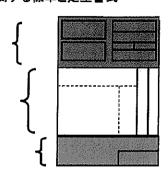


国連統一書式(UNLK: United Nations Layout Key) 整合化された国際貿易文書に関する標準と定型書式

産業横断的な取引データ (主として商取引主導)

産業・業界固有の詳細データ 品目、発注書明細行項目...

> 文書機能固有のデータ (自由記述領域)



平成21年11月24日

JASTPRO

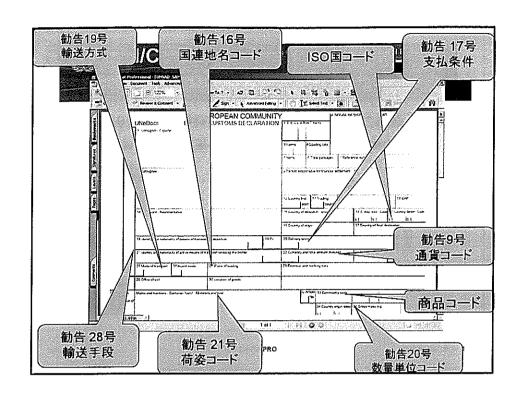
29

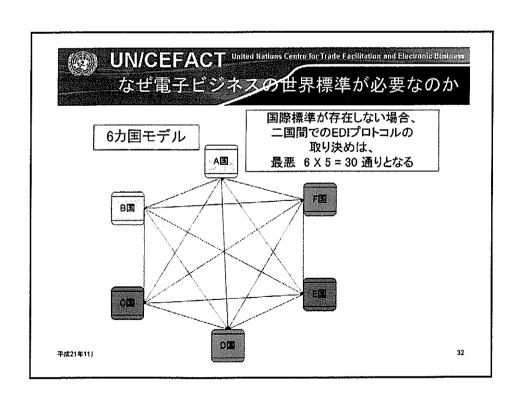
UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business 書式標準化による効果は電子化後も有効である

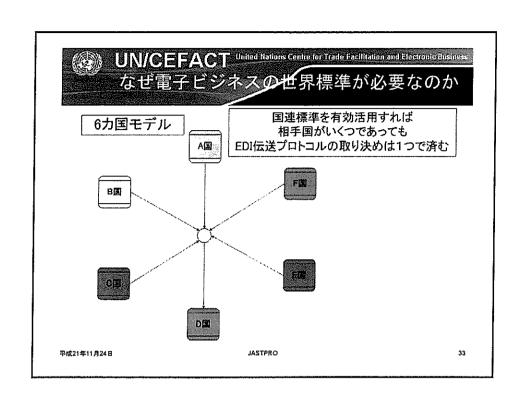
- ✓ 記入する情報項目の簡素化によって書類を作成するため の工数を削減出来る
- ✓ (公的文書では)当局が恣意的にデータ項目を増やす事 を抑止出来る
- ✓ 書式標準化に加え、標準コードを採用する事によりコード変換の工数とデータベース保守コストの合理化が図れる
- √ 情報項目の定義に関する文書化(マニュアル作成など) を合理化出来る
- ✓ 業務系ソフトのパッケージ化を容易にする(=原価を低減出来る)

平成21年11月24日

JASTPRO





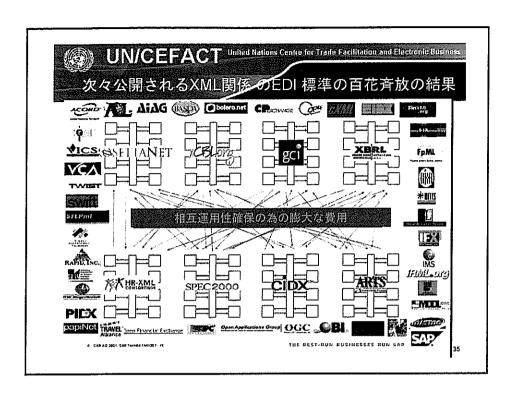


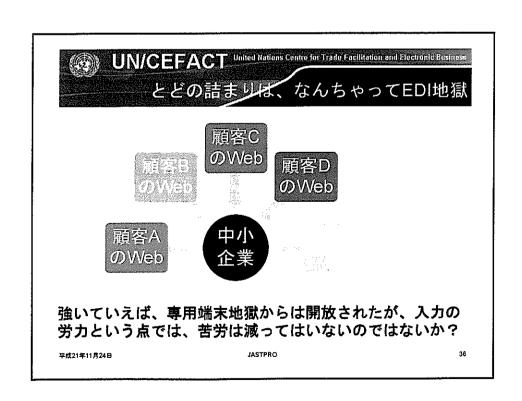


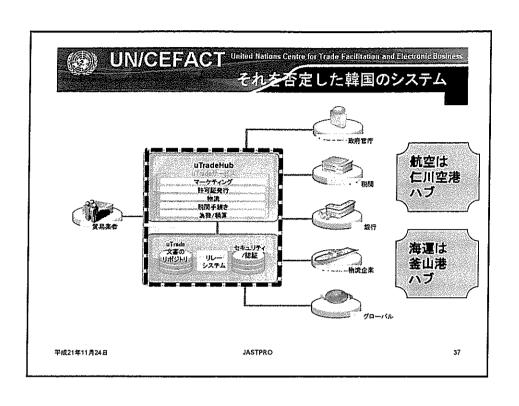
- 20世紀末から今世紀にかけての情報通信技術は 急速で目覚ましい革新を遂げた
- インターネットを基盤とする新しい情報通信技術は一般家庭の日常生活まで浸透した
- しかしビジネスの世界ではあらたな課題が発生

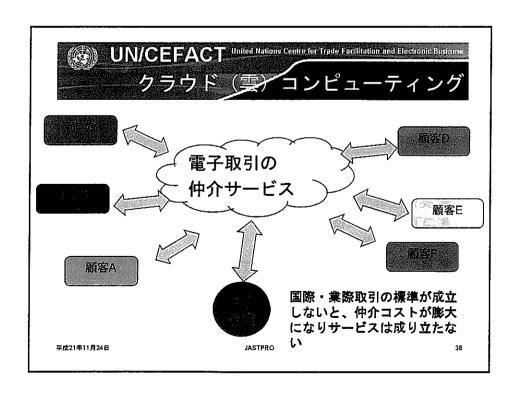


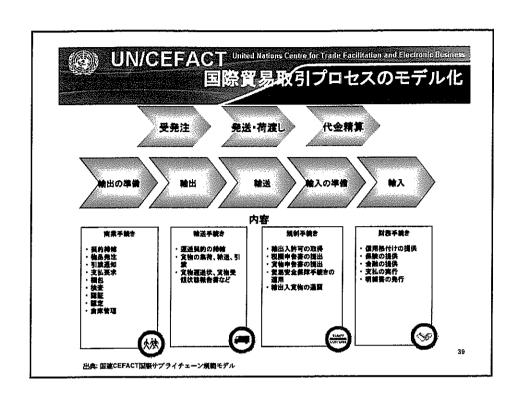
17













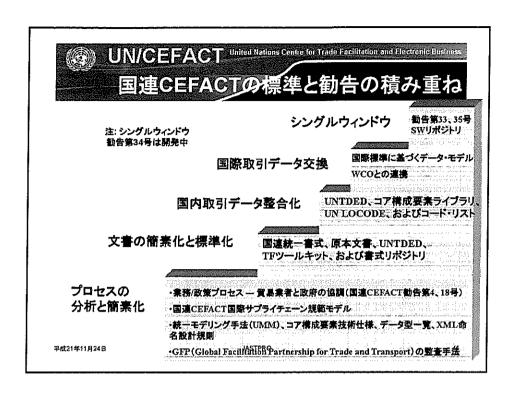
- 国連CEFACT標準モデル化技法 (UMM)
- 業務プロセス・モデル
- 業務要件仕様書 BRS
- 要件仕様マッピング記述書 -- RSM
- コア構成要素技術仕様
- コア構成要素ライブラリ
- コア構成要素ライブラリのデータ型一覧
- コア構成要素整合化作業要領
- 命名および設計規則
- XMLスキーマ生成規則

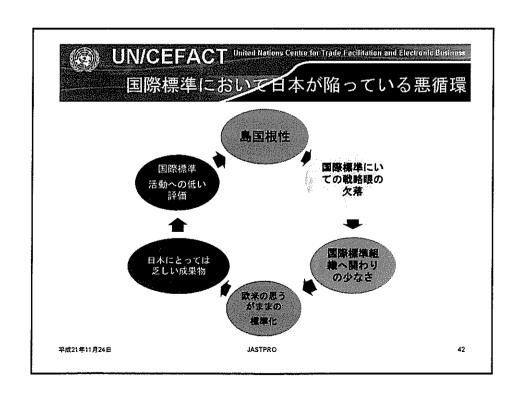
B JASTPRO

標準が開発されているのか を知ることは 大切です

40

平成21年11月24日





UN/CEFACT United Nations Centro for Trado Facilitation and Electronic Business 国連CEFACT活動に関わる損益計算書

- 国連CEFACTを始め、国際機関での活動を欧米 勢に牛耳られたままで、今後、日本の国益を損なう事無くやって行けるか否か?
- ●世界の先端を行く日本の技術標準がいわゆる 「ガラパゴス」と言われるような存在のままで いて、民間企業の国際競争力を損ねることがあ るのか、ないのか?

国としてもっと「したたか」な商売人でなければならないのではないか?

平成21年11月24日

JASTPRO

43





http://www.UNCEFACT.org

平成21年11月24日

JASTPRO

195	1950年代から今に至るまでの経済社会史の中でのEDIと貿易円滑化の歩み								
_g	世界(出来事)	日本(出来事)	世界 (EDIと貿易円滑化)	国連CEFACT関連	日本 (EDIと貿易円滑化)				
950年代ま	朝鮮戦争 EEC条約	第1回NHK紅白歌合戦 (1951)	GATT発足(1947) WCO第1回総会(1953)	スカンチナビア諸国 の貿易書式統一化 活動	IMF/IBRD加盟 1952				
195(<u> </u>	メートル法施行							
		東海道新幹線開通 東京オリンピック	IBM SYSTEM 360発表 ケネディラウンド UNCTAD設立(1964)	UNECE 専門化会議発足	GATT8条国に移行(1964)				
960年代	EC成立 アポロ11号月面着陸	東大紛争	Mangaaley 2016		NYK「箱根丸」就航 (フルコンテナ船)				
6	ノハロハラ方面を注	男はつらいよ第1作	米ARPANET 稼働						
\	ドル変動相場制へ移行 G7第1回会議	大阪万博 ニクソンショック 田中角栄 「日本列島改造論」	C言語によるUNIXの公表 IBM SYSTEM 370発表	UN/ECE WP4 へ 改組(1971) UN LAYOUT KEYの公表 (1972)	ECE勧告第4号によ り JASTPRO設立				
970年		成田空港完成	UNIX V7公表	(1912)	(1974) Air—NACCS稼働開始(1978)				
٦									
~	イラン・イラク戦争		IBM PC 発売	TDED貿易データ辞書発行	JCA手順の公開 全銀手順の公開				
980年代	プラ ザ 合意	JR·NTT民営化	ウルグアイラウンド	EDIFACTがISO9735と して認定される(1987)	電気通信事業法の施行 (通信の自由化)				
980			INTERNETの形成						
	ソ連解体	パブルの崩壊	World Wide Web の開発	OASISの結成	Sea-NACCS稼働開始(1991) JIPDEC CII を公表 鉄綱EDI標準の公開				
1990年代		関西空港開港	WTOへの改組 ウインドウズ '95発売	OAGがUMLを公開 国連CEFACTへ改組 (1997)	石化協 JPCA-BP				
1990	EU「ユーロ」導入	冬季オリンピック長野大会	XML Version 1.0公表	ebXMLの発表(1999)	日本のインターネット人口 が1,000万人を突破				
Ý	9.11 同時多発テロ 米国国土安全保障省設立 EU12力国通貨統合		ウインドウズ′2000発売	OASIS UBLを公開(2003)	e-JAPAN計画 IT戦略本部設置 第1次シングルウィンドウ				
دب		中部国際空港 セントレア 開港	WCO基準の枠組み採択 世界のインターネット 人口11億5000万人	TBG1 Cross Industry	JEITA ECALGA公表 日本のインターネット人 口は8226万6000人				
2000年代	米图Obama政権誕生 世界経済危機	自公政権終焉?		Invoice Ver.1公開(2007) Cross Industry Invoice Ver.2公開(2009)	次期 Sea-NACCS稼働 i-Japan2015 計画				
	? ? ?	???	???	; ; ;	???				
2010年代									

2009年11月24日 (財)日本貿易関係手続簡易化協会

米国・EC・中国・日本のセキュリティ対策とWCO基準の枠組みの比較

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010 年以降
米国	米国同時多発テロ	2002.3 CSI 導入 2002.4~ C-TPAT 導入 2002.12~ 24 時間炉炉導入	2003.6~ MI 導入 世界の主要港に 放射線物質検知 装置を設置	2001	2005.4~	2006年 2006.10~ Safe Port Act 成立 C-TPAT.CSI の 法制化等	2007年 2007.8~ 9.11 委員会勧告 実施法成立 米国向けコンテナ 貨物の輸出港にお ける 100%検査等	2008.1~	2009.1~ 2009.1~ 10+2 ルール トライアル実施	2010年以降 2010.1~ 10+2 1~ 1
E					EC 関税法改正	同法施行規則		AEO 制度実施		24 時間ルール
C					AEO の導入 24 時間ルー	改正				本格実施
					ルに関する規定を含む					
			***************************************					2008.4~	2009.7~	2010.1(予定)
中								AEO 制度実施	24 時間ルール	24 時間が一ル
国									トライアル実施	本格実施
	2001.3~			<u> </u>						
	簡易申告制			2004.4~		2006.3~	2007.2~	\neg	2009.3~	
本	度導入 度導入			積荷情報等		.: I	積荷情報等の		MI 導入(横海	<u>(e)</u>
*	皮容八	_	•	前報告要	請制度	制度導入	事前報告義務化		2009.6~	
									日米 AEO 制相互承認	度
					2005.6	2006.6				
$\mathbf{w}_{\scriptscriptstyle +}$					基準の枠組み	AEO ガイドライン	(注)AEO			
C		e estas estas de la compania de la c La compania de la co			採択	採択	高度なセキュリ	ティを保証する		
0					国際貿易の安全確保と	AEO ブログラムを	 実施 民間企業等を税	関が特定し、優遇		(100,56,70,54,50,02,02)
					円滑化のための基準	するためのがイド	'ライン 措置を与えるも	Ø		
734									200 (Sp. 1921)	

(注) · AEO: Authorized Economic Operators

· CSI: Container Security Initiative

- C-TPAT : Customs - Trade Partnership Against Terrorism

· MI: Megaport Initiative

国際連合





経済社会理事会

配布先 一般

ECE/TRADE/C/CEFACT/2009/23 2009 年 8 月 31 日

原文: 英語

欧州経済委員会

通商委員会

貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター

第 15 回総会 2009 年 11 月 9~12 日、ジュネーブ 予定議案書の議題 11

新しい勧告と標準の承認

勧告第35号

国際貿易シングルウィンドウのための法的枠組みの制定

提出者: 国際貿易およびビジネスプロセスグループ (TBG) 15

梗規

本勧告は、貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター(国連 CEFACT)の第 13 回総会における決議 07-13(ECE/TRADE/C/CEFACT/2007/29)に従って提出されるものである。

国連 CEFACT は、従来より、シングルウィンドウ・システムの導入促進とその相互運用性の実現を支援する 実用的なツールを各国および経済地域に提供してきた。本勧告は、そのような支援を拡大するものであ り、シングルウィンドウの運用に必要となる貿易データの国内的/国際的な交換に関連する法的問題を各国 および経済地域が解決する一助となることを意図している。

本勧告に関しては、「国際貿易シングルウィンドウのための法的枠組み」を、「シングルウィンドウの運用に必要となる貿易データの国内的/国際的な交換に関連する法的問題を解決するために講じる必要があると 想定される一連の施策」であると定義する。

GE.09-

ECE/TRADE/C/CEFACT/2009/23 Page 2

目次

			段落	<u>ページ</u>
~.			1 – 3	3
犘				
	I.	範囲	4-5	3-4
	II.	利点	6	4
	III.	国際標準の使用	7-8	4
	IV.	勧告	9	4
		附属文卷		
	I.	シングルウィンドウの運用に関する		
		法的問題のチェックリスト		5
	II.	チェックリストのガイドライン		6-12
	III.	参考情報		13.16

ECE/TRADE/C/CEFACT/2009/23 Page 3

序

- 1. シングルウィンドウ・システムは、輸出入業務のためのデータ提出プロセスの効率性と実効性を高めるために、全世界で導入が進められている。多くの国と経済地域では、そのようなシステムの導入が政府と貿易業界の両方に実効性のある効果をもたらしており「、さらに加えて現在、いくつかの地域機関(東南アジア諸国連合(ASEAN)、ユーラシア経済共同体(EurAsEC)、アジア太平洋経済協力会議(APEC))が、当該地域のシングルウィンドウ導入を実行中または実施可能性を評価分析中である¹。
- 2. その反面、シングルウィンドウの構築は複雑なプロセスであり、多くの施策を実行する必要がある。、とりわけ、貿易関連情報の流れを統制している既存の業務慣行の徹底的な見直しが必要となる。またそれに伴って、データ交換プロセスの変更と明確化、ひいては既存の法律や規則の変更と(解釈の)明確化も必要となってくる。したがって、国際貿易のためのシングルウィンドウを実現する法的条件を整備することは、国内規模のシングルウィンドウ・システムを構築する国や経済地域にとっても、他のシングルウィンドウとの情報交換を求めている国や経済地域にとっても、主要な課題の1つである。
- 3. 国連 CEFACT はシングルウィンドウシステムの採用を支援する実用的なツールを提供する。 その一貫として、本勧告は、各国・経済地域がシングルウィンドウの運用において必要となる国内 取引および国際貿易用データ交換に関わる法的問題に対処することを支援する。

I. 範囲

- 4. 本勧告に関しては、「国際貿易シングルウィンドウのための法的枠組み」を、「シングルウィンドウの運用に必要となる貿易データの国内的/国際的な交換に関連する法的問題を解決するために講じる必要があると想定される一連の施策」であると定義する。
- 5. シングルウィンドウを構築するためには、既存の法律や規制の変更が必要となることが多い。たとえば、文書の電子的な提出、電子署名(デジタル署名を含む)、ユーザ認証やメッセージ認証、データ共有、データの保存/消去/アーカイブ(記録保持)、電子的証拠などに関する法規制である。しかし、大規模な法改正を行わずにシングルウィンドウを創設することも可能である。いかなる場合でも、貿易関連情報の流れを統制している既存の規制や業務慣行は、シングルウィンドウ・システムに関する業務モデルや運用モデルの選択に影響を及ぼす。したがって、貿易データの交換に関連する既存の法的障害と潜在的な法的障害を適切な時期に分析することは、シングルウィンドウの構築と運用に向けた最初の大きな一歩となる。そのような分析は、当該シングルウィンドウが利用されている場であるところの広範な国際貿易の業務実態を考慮に入れて行うべきである。

ECE/TRADE/C/CEFACT/2009/23 Page 4

II. 利点

6. あらゆるシングルウィンドウの運用に不可欠な大前提は、貿易データ情報交換の透明性と安全性(セキュリティ)である。確固とした法制度を整備して、データの収集、アクセス、配布を可能にし、機密性、プライバシー、そして法的義務に関する制度を明確化することにより、システム運用の独固な基盤を生み出し、すべての利害関係者間に信頼関係を築くことが可能となる。

III. 国際標準の使用

- 7. 国際標準の使用は、シングルウィンドウの導入と運用のプロセスに欠かせない必須の要素である。国際標準の使用は、提供されるサービスの拡張性を高め、国際サプライチェーンに参加するすべての組織間の情報交換を容易にする。シングルウィンドウは、B2G関係(企業・政府間電子取引)およびG2G関係(政府間電子的情報交換)を対象として設計されるので、シングルウィンドウの運用は、B2B(企業間電子取引)、B2G、G2Gの各取引関係における既存のシステムと相互運用可能なように取り計らうことが重要である。
- 8. したがって、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)によって進められている、電子商取引分野の法整備の取り組みを考慮に入れるべきであり、可能な限り、その成果を国内取引と国際取引の両方を対象としたシングルウィンドウの法的基盤を開発する基準(ベンチマーク)として使用すべきである。

IV. 勧告

- 9. 貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター(国連CEFACT)は、国際貿易シングルウィンドウの運用を支える確固とした法的枠組みが必要であるという認識に基づき、各国政府、および国際貿易と国際物流に携わる組織・機関に対して、以下のように勧告する。
 - (a) シングルウィンドウの運用に必要となる貿易データの国内的/国際的な交換に関連する法的問題を解決するために講じる必要があると想定される一連の適切な施策を決定するために、調査(電子商取引の法的なベンチマーク評価とギャップ分析調査を含む)を実施するべきである。
 - (b) 国連CEFACTのチェックリストとガイドライン(附属文書IおよびII)を使用して、貿易データの国内的/国際的な交換に関連して最も頻繁に生じる法的問題がこの枠組みの中に確実に網羅されるように取り計らうべきである。
 - (c) 特定された法的問題とギャップを解決するために、必要な場合は、既存の法律、規制、 政令などを改正するべきである。
 - (d) 国際貿易シングルウィンドウを実現するための法的授権環境を生み出すプロセス全体を通じて、可能な限り、国際標準、国際法文書、および社会規範(ソフト・ロー)を利用するべきである。

概要情報については、国遊CEFACTシングルウィンドウ・リポジトリを参照

http://www.onece.org/cefact/single_window/welcome.htm シングルウィンドウ・シンポジウムにおけるプレゼンテーション